

保存版

在学中は大切に保管してください

令和6年（2024年）1月

鳴尾北小学校 P T A

会則・内規・個人情報取扱規則



西宮市立鳴尾北小学校 P T A

Parent-Teacher Association of Naruo-Kita Elementary School

西宮市立鳴尾北小学校 P T A 会則

第一章 名称

第 1 条 この会は西宮市立鳴尾北小学校 P T A と称し、活動場所を鳴尾北小学校内におく。

第二章 目的および活動

第 2 条 この会は、学校と家庭との連携と協力によって児童の健全育成を図るとともに、会員意識の向上を図り、児童の健全な成長を期する。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (一) 1. 児童の福祉・愛護・補導に関する事項
- 2. 家庭教育の振興充実にに関する事項
- 3. 会員の研修と教養の向上に関する事項
- 4. 家庭と学校の教育的関係の緊密化をはかる事項
- 5. その他前条の目的を達成するために必要な事項
- (二) この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に定める「西宮市立鳴尾北小学校 P T A 個人情報取扱規則」により、適正に運用するものとする。

第三章 方針

第 4 条 この会は児童の健全な成長発達を図るための自主独立の団体であって、他の団体の支配や干渉を受けない。

第 5 条 この会は児童の健全育成のために活動する他の団体および機関と協力する。

第 6 条 この会は宗教的、政治的色彩をもつものではない。またこの会の名においていかなる職務候補者も推薦することはできない。

第 7 条 この会は教育活動を側面的に助成するが、学校の管理運営に関する事項には干渉しない。

第四章 会員

第 8 条 会員の入会と退会および、議決権は次のとおりとする。

- (一) (資格)
鳴尾北小学校に在籍する児童の保護者（父母または、親権を有するもの）および鳴尾北小学校に勤務する教職員とする。
- (二) (入会)
会員になろうとするものは、入会届を提出することにより入会することができる。
また、会員の提出した入会届に変更があった場合はすみやかに届け出ることとする。
- (三) (退会)
退会する者は、退会届を提出することにより退会することができる。

(四) (議決権)

会員は総会において各1個の議決権を有する。

第五章 会計

第9条 この会の経費は、会費およびその他の収入でまかなう。

第10条 会費は、1家庭につき月額150円とする。

ただし、退会の場合は、会費の払い戻しはしない。

第11条 特別の事情があるときには、会長は会費の減額または免除を認めることができる。

第12条 この会の資産は、第2条の目的を達成するために使用する。

第13条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 役員および任務

第14条 この会に次の役員をおく。

ただし、(一)～(四)を本部役員とする。

(一) 会長 1名

(二) 副会長 2名以上

(三) 書記 2名以上

(四) 会計 1名以上

(五) 校内委員長(校長)、および校内副委員長(教頭)

第15条 本部役員の選出と解任は次のとおりとする。

(一) 本部役員は総会の承認を得て決定する。

本部役員は選考委員会が推薦する。

(二) 本部役員が以下の項目に該当する場合、PTA 総会もしくは、委員総会の議決により解任することができる。

1. 本人から辞任の申出があった場合。

2. 任務上の義務違反、その他本部役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

第16条 役員の任務は、次のとおりとする。

(一) 会長は会を代表し、会務を統括する。

(二) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

(三) 書記はすべての活動状況を記録する。

(四) 会計はすべての収入支出を記録し、現金ならびに会計書類を保管する。

また、1年を前後期に分け、各期に会計監査委員の監査を受け、その都度役員会に報告する。

(五) 校内委員長および校内副委員長は臨時諮問に応じ、また、会の運営に関する意見をのべる。

(六) 役員は委員を兼任できない。

(七) 校内委員は兼任も可とする。

(八) 本部役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

なお、再任の場合は1年任期を可とする。

第七章 会計監査委員

第17条 この会に会計監査委員をおく。

- (一) 会計監査委員 2名（P 1名、T 1名）
- (二) 会計監査委員は役員・委員を兼任できない。
- (三) 会計監査は前期・後期ごとに会計帳簿を監査し、次年度の総会に報告する。

第18条 会計監査委員の選出にあたっては選考委員会が推薦し、総会の承認を得る。

第19条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第八章 青少年補導委員

第20条 この会に青少年補導委員をおく。

第21条 青少年補導委員の選出にあたっては選考委員会が推薦し、総会の承認を得る。

第22条 青少年補導委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第九章 委員

第23条 この会に次の委員をおく。

- (一) 広報委員
- (二) 選考委員
- (三) 愛護委員
- (四) プロジェクト委員

第24条 委員は委員選出会を開いて選出する。

委員は全会員の中から選出する。

第25条 委員は各委員会の企画運営にあたる。

第26条 各委員会にそれぞれ連絡担当者を1名おく。

連絡担当者は委員総会もしくは委員選出会において選出する。

任期途中にやむを得ない理由で連絡担当者を継続できなくなった場合は、委員会内で新連絡担当者を選出する。

第27条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第十章 集会

第28条 この会の集会は、次のとおりとする。

- (一) P T A総会
 1. 全会員をもって構成され、この会の最高議決機関とする。
 2. 定期と臨時とに開くことができる。
 3. 会員の半数以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、決議は出席者の多数決による。可否同数の場合は、議長が決する。
 4. 議決権の行使は書面ならびに電磁的方法を可とする。

書面ならびに電磁的方法での決議は、会員の半数以上の議決権行使があった場合において本会を成立したものとみなし、決議は提出された議決権行使の過半数による。

5. 定期総会は会計年度終了後2カ月以内に開催する。

内容 I. 前年度事業の報告および、会計・会計監査報告

II. 新年度の役員、会計監査委員、青少年補導委員の承認

III. 本年度事業計画および本年度予算の審議ならびに承認

IV. 会則の改正の有無

V. サークル紹介

6. 臨時総会は、会長または、会員の5分の1以上が必要と認めたとき、開催することができる。

(二) 委員総会

1. 本部役員、校内委員長(校長)、校内副委員長(教頭)、委員をもって構成する。
2. PTA総会の代行機関としての資格をもち、必要に応じて開き、会運営に関する事項、その他必要事項について審議決定をする。
3. 委員の半数以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、決議は出席者の多数決による。
4. 議決権の行使は書面可とする。

書面での決議は、会員の半数以上の議決権行使書の提出があった場合において本会を成立したものとみなし、決議は提出された議決権行使書の過半数による。

5. 臨時委員総会は、会長または、委員の3分の1以上が必要と認めたとき、開催することができる。

(三) 役員会

1. 本部役員、校内委員長(校長)、校内副委員長(教頭)をもって構成する。
2. 必要に応じて会長が招集し、重要案件ならびに年度予算を審議し、委員総会ならびにPTA総会に提出する原案を作成する。
3. 緊急な案件については、本会で決定することができる。

(四) 検討会

1. 本部役員をもって構成する。
2. 役員会に立案する内容を検討する。

(五) 委員会

1. 各委員会の委員をもって構成する。
2. 各委員会の活動計画を企画立案し実施する。

(六) 委員選出会

1. 全てのPTA会員をもって構成する。
2. 年度初めに開催し、当該年度の委員を選出する。

(七) 会計監査委員会

1. 会計監査委員をもって構成する。
2. 年2回開き、会計監査を行う。また、必要な場合に会計監査を行う。

第十一章 その他

第29条 この会は会員の希望に基づいてサークルを設ける。

第30条 この会の運営のための内規は別に定める。

第31条 この会の会則はP T A総会において多数決により改正することができる。

【付則】

この会則は、平成15年5月6日一部改正施行

平成18年2月1日一部改正施行

平成24年4月23日一部改正施行

平成28年1月25日一部改正施行

平成30年4月25日一部改正施行

令和3年1月19日一部改正施行

令和3年4月13日一部改正施行

令和4年9月12日一部改正施行

令和5年5月1日一部改正施行

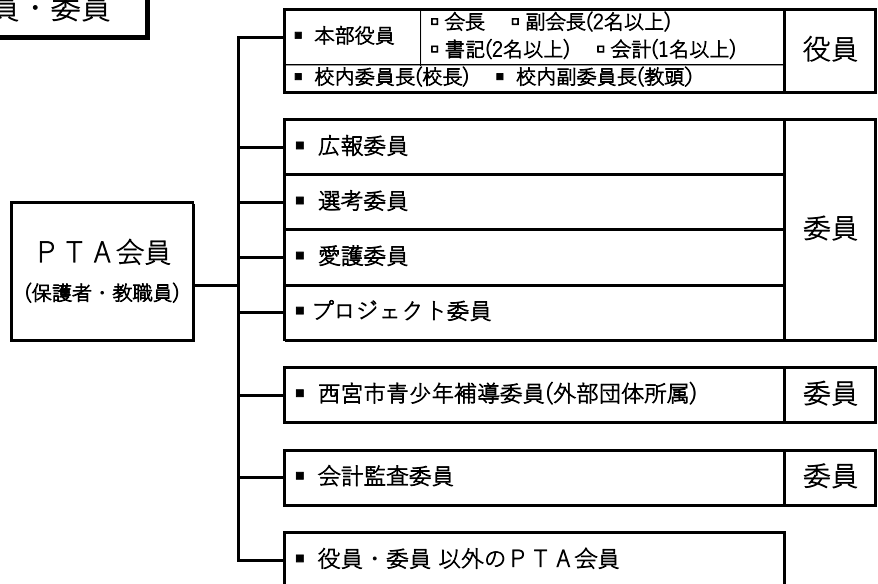
令和6年1月19日

1. 一部改正施行

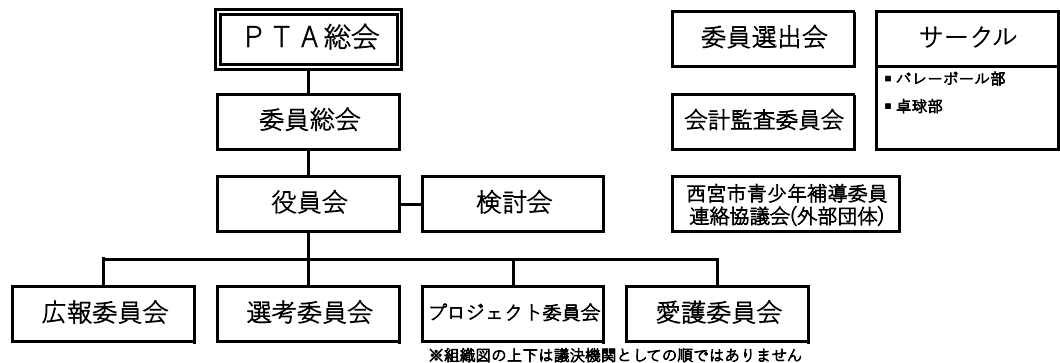
2. この会則の施行の際に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、
なお従前の例により在任するものとする。

鳴尾北小学校 P T A 組織図

会員・役員・委員



集会



※組織図の上下は議決機関としての順ではありません

P T A 総会	■ P T A 会員	広報委員会	■ 広報委員 (うち 1 人は連絡担当)
委員総会	■ 本部役員 ■ 校内委員長(校長) ■ 各委員 ■ 校内副委員長(教頭)	選考委員会	■ 選考委員 (うち 1 人は連絡担当)
役員会	■ 本部役員 ■ 校内委員長(校長) ■ 校内副委員長(教頭)	愛護委員会	■ 愛護委員 (うち 1 人は連絡担当)
検討会	■ 本部役員	プロジェクト委員会	■ プロジェクト委員 (うち 1 人は連絡担当)
委員会選出会	■ P T A 会員	西宮市青少年補導委員 連絡協議会(外部団体)	■ 青少年補導委員
会計監査委員会	■ 会計監査委員		

西宮市立鳴尾北小学校 P T A 運営内規

I. P T A 表簿に関する内規

1. 表簿の種類

- (1) P T A 会則、内規、個人情報取扱規則〈保存期間 永年〉
- (2) P T A の沿革（広報紙「なるお北」・機関誌「すずかけの木」など）〈保存期間 永年〉
- (3) P T A 役員、委員名簿〈保存期間 永年〉
- (4) P T A 備品台帳〈保存期間 永年〉
- (5) 会計出納帳および会計予算ならびに決算についての帳簿〈保存期間 7 年〉
- (6) 役員会、委員会に関する記録〈保存期間 5 年〉

2. 保存期間

前項の表簿の保存期間は、(1)～(4)永年、(5)7 年、(6)5 年とする。

II. 費用に関する内規

1. 交通費等の支給対象

- (1) 公式に出張した場合における交通費等について規定する。
- (2) 目的地または、会場までの往復交通費は原則として電車またはバスの実費料金とする。
ただし、やむを得ず他の交通機関を使用したときは、その実費とする。
- (3) 参加費、資料代等の徴収があった場合は、領収書に基づきその実費を支給する。

2. 通信費補助の支給

- (1) 役員・委員長・委員が P T A 活動に必要な通信にかかった費用に対して、通信費補助を支給する。
- (2) 通信費補助の 1 年分の金額については以下のとおりとする。

会長	15,000 円
副会長	6,000 円
書記	5,000 円
会計	5,000 円
学級委員長	500 円
学級委員	300 円
広報委員長	1,500 円
広報委員	500 円
選考委員長	1,500 円
選考委員	500 円
愛護委員長	1,500 円
愛護副委員長	1,500 円
愛護地区長	500 円
愛護委員	300 円

3. 運営費・活動費の支給対象

- (1) P T A運営やP T A活動における費用について規定する。
- (2) 組織を維持し、運営するための費用（運営費）、活動するための費用（活動費）に区分し、支出の目的や、用途を明確にする。

4. 費用の請求

P T A会議室にある「支出伝票」に必要事項を記入し、領収書を添付の上、提出する。

5. 費用の支給

会計は請求書を各月末に整理し、翌月初めに支給する。

6. 費用の受領

請求者は受領の際に「支出伝票」にサイン又は押印をして受け取る。

III. サークル活動に関する内規

1. (サークルの設立)

- (一) サークルの設立にはP T Aの現役会員10名以上の参加を必要とする。
- (二) 活動の目的と内容は、参加者の教養や健康増進に寄与する活動し、営利目的としたもの、政治、宗教活動を目的としたものは認めない。
- (三) 活動内容、活動場所、名簿などをP T A本部に申請し、役員会の承認を受ける。

2. (サークルの運営)

- (一) 活動期間は4月から翌年3月までとする。
- (二) 運営は所属する会員に一任する。
- (三) 代表者を1名おく。
- (四) P T A会員に対して、サークル会員の募集、広報活動を行うことができる。
- (五) 活動に必要な費用を会費として集めることができる。ただし、営利を目的としてはならない。
- (六) 活動場所は鳴尾北小学校を原則とする。諸事情などにより、別の場所で実施する場合はP T A本部に届け出る。

3. (サークルの活動報告)

- (一) 活動内容の報告を半期ごとに行う。報告内容は以下のとおりとする。
・活動日 ・活動内容 ・活動場所 ・人数
- (二) 年度末の報告には上記に加えて、名簿と代表者名および連絡先を提出する。
- (三) 活動実績や人数の状況に応じて、今後の活動方針をP T A本部より確認する場合がある。

4. (サークルの解散)

解散する時は、P T A本部に申請し役員会の承認を得る。

[付則]

この内規は、平成15年5月6日改正、実施
平成23年4月21日改正、実施
平成28年1月25日改正、実施
平成29年4月26日改正、実施
令和3年4月13日改正、実施
令和4年9月12日改正、実施
令和6年1月19日改正、実施

西宮市立鳴尾北小学校 P T A 個人情報取扱規則

[目的]

第1条 西宮市立鳴尾北小学校 P T A（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

[責務]

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

[管理者]

第3条 本会における個人情報の管理者は、本会の会長とする。

[取扱者]

第4条 本会における個人情報の取扱者は、本会の役員とする。

[秘密保持義務]

第5条 個人情報の管理・取扱者は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。また不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

[収集方法]

第6条 本会が個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を定め、本人に明示する。
なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

[利用]

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (一) 役員・委員名表の作成
- (二) P T A 活動

[利用目的による制限]

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

[管理・保管]

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- (一) 不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。
- (二) 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。
- (三) 個人情報は管理者の許可なく持ち出してはならない。

[安全対策]

第10条 個人情報への不正アクセス、個人情報の滅失、毀損、改ざんおよび漏洩等のリスクに対して、適切な予防措置を講ずることにより、個人情報の管理において安全性、正確性の確保を図る。
また、万が一、問題が発生した場合には、被害の最小限化に努めるとともに、速やかに是正措置を実施する。

[第三者への提供の制限]

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (一) 法令に基づく場合
- (二) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (三) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (四) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

[第三者への提供に係る記録の作成]

第12条 個人情報を第三者（第11条(一)から(四)の場合および県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (一) 第三者の氏名
- (二) 提供する対象者の氏名
- (三) 提供する情報の項目
- (四) 対象者の同意を得ている旨

[第三者から提供を受ける際の確認]

第13条 第三者（第11条(一)から(四)を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (一) 第三者の氏名
- (二) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (三) 提供を受ける対象者の氏名
- (四) 提供を受ける情報の項目
- (五) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

[情報開示等]

第14条 本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

[研修]

第15条 本会はP T A役員に対して、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、定期的に研修を実施する機会を設ける。

[その他]

第16条 「西宮市立鳴尾北小学校P T A 個人情報取扱規則」はP T A総会において改正することができる。

[付則]

この規則は、平成30年4月25日より施行

令和3年4月13日改正、実施

